

外貨定期預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店に限り預入れまたは払戻しができます。

2. (預金の支払時期)

この預金は通帳に記載の満期日以後に利息とともに支払います。

ただし、外貨現金での払戻しはできません。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については継続日における当行所定の利率）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。指定口座は当店におけるこの預金と同一の外貨普通預金としてください。
- (2) 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章（もしくは署名）により記名押印（または署名）してこの通帳とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合及び非自動継続型外貨定期預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 当行がやむを得ないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続した場合には在後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は当行所定の単位とし、1年を365日として日割で計算します。ただし、1年を365日とする以外の定めをしたときはその定めによるものとします。

4. (外国為替相場)

この預金への預入れ、またはこの預金からの払戻しの際に適用される外国為替相場は、当行計算実行時の相場とします。

5. (為替予約)

この預金を満期日解約する場合に適用する外国為替相場を確定するため為替予約を締結するときの、為替予約の取扱いについては、別に定める為替予約約定書の各条項により取扱います。

6. (差引計算等)

- (1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担している時は、この預金の通貨種類、期日等のいかんにかかわらず、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前(1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なる時は、この預金は、相殺または弁済充当时における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通

貨に換算できるものとします。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や届出の印章を失ったとき、または、届出の印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面によって当店に届出ください。この届出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合の、この預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を当行所定の書面によって届出ください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を当行所定の書面によって届出ください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または、任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に届出ください。
- (4) 前記(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出ください。
- (5) 前記(1)から(4)の届出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとして、それによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

9. (署名および印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、預金者が個人であるときに限り、後記10.により補てんを請求することができます。

10. (盜難通帳等による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、預金者が個人であるときに限り、次の①から③のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事實を確認できるものを示していること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」という。)を前記9.本文にかかわらず補てんするものと

します。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てんの対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前記(2)の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が前記(2)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当行は当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記 13.(4)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 13.(4)各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印鑑により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 前記(1)の解約手続きに加え、当該預金の解約をすることについて正当な権限を有すること

を確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

- (3) この預金を払戻すときは、当行所定の外国為替相場により換算した本邦通貨により支払います。
- (4) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前記AからDに準ずる行為
- (5) 前記(4)により、この預金口座が解約され残高がある場合、または、この預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14. (自動継続)

- (1) 自動継続型外貨定期預金は、通帳記載の満期日に、前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続します。この場合、継続後の満期日は、当初預入日の応当日とします。継続された預金についても同様とします。ただし、期間1年の外貨定期預金については、継続日を基準とする応当日を次回満期日とします。

(2) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出してください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

15.（満期日）

前記14.(1)の場合で、応答日が銀行休業日となるときは、応答日の翌営業日を満期日とします。ただし、期間1年の外貨定期預金については、上記の場合において、応答日の前営業日を満期日とします。

16.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとします。
- ② 第5条にかかわらず、この預金の期限前解約することにより発生する手数料、費用および損害金等の支払は不要とします。
- ③ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行が負担するものとします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17.（預金保険制度の対象について）

この預金は預金保険制度の対象外となります。

18.（適用法令）

(1) この預金には、日本における外国為替に関する法令が適用されます。

(2) この預金に関して訴訟の必要を生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

19. (規定の変更)

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他当行が相当の事由があると認める場合に、変更できるものとします。

また、この変更については、規定変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、ホームページでの告知その他相当の方法で周知します。

以 上